

エネルギー負担が増加している 各務原市内の事業者を支援します

必ず市ウェブサイトや申請の手引きを確認してください



事業者
対象

支援金

令和4年4月から10月までの
いずれかの月（1か月間）
におけるエネルギー経費の合計金額



支援金額

①	7万円以上10万円未満	4万円
②	10万円以上15万円未満	7万円
③	15万円以上20万円未満	10万円
④	20万円以上25万円未満	13万円
⑤	25万円以上30万円未満	16万円
⑥	30万円以上35万円未満	19万円
⑦	35万円以上	20万円

※ エネルギー：ガソリン、電気、ガス、灯油、重油、軽油

申請方法

①郵送 **提出書類を郵送して申請**

または
②ウェブ 添付書類が少ない方は
ウェブからでも申請できます

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、窓口持参での提出は受け付けていません

申請期間

令和4年11月29日（火）から令和5年1月31日（火）まで

申請先

①郵送 〒504-8555 各務原市那加桜町1-69
各務原市エネルギー価格高騰対策支援金事務局 宛

または
②ウェブ

市ウェブサイト



各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業

コールセンター：058-201-2378（平日9:00～17:00）
令和4年11月29日からつながります
メール：k-energy@city.kakamigahara.gifu.jp

問合せ



必ず市ウェブサイトや申請の手引きを確認してください

申請期間

- 令和4年11月29日（火）から令和5年1月31日（火）まで

申請は1事業者1回限り

※ 当日消印有効
※ 電子申請は1月31日23:59まで

対象者（一部抜粋）

- 下記をすべて満たす者
- ① 各務原市内に事業所等のある事業者
（大企業を除く。第一次産業従事者は法人格をもつものとする）
- ② 現在市内で事業を営んでいて、今後1年以上事業を行う予定の者
- ③ 令和4年4月から10月までのいずれかの月（1か月間）において、事業の実施に要したエネルギー経費の合計額が7万円以上の者
- ④ 市税の滞納がない者

提出書類の入手と詳細

- 各務原市ウェブサイトからダウンロード

各務原市 中小企業等エネルギー価格高騰対策支援

検索



<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/shokogyo/1016647.html>



市ウェブサイト

- 配布場所
- ・ 産業文化センター
1階総合案内
- ・ 商工振興課

提出書類

- ① 各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書
- ② 実績報告書
- ③ 申請者・事業所等の確認ができる書類
法人：法人登記事項証明書の写し 個人事業者：確定申告書や営業許可等の写しと本人確認書類
- ④ エネルギー経費の支出が確認できる書類（注1）
領収書、請求書、振込を行った口座の通帳等の写し
- ⑤ 振込口座の通帳の写し
- ⑥ 誓約書
- ⑦ 岐阜県の支援金交付が分かる書類
交付を受けた口座の通帳等の写し（注2）
- ⑧ 提出書類チェックシート

（注1）

- ・ 提出はひと月分（支払い月）
- ・ 事業と家庭のエネルギー利用が合算された書類は家事按分すること

（注2）

- ・ 岐阜県原油高・物価高騰における地場産業支援金
 - ・ 岐阜県地域公共交通燃料価格高騰対策支援金
 - ・ 岐阜県一般公衆浴場燃料価格高騰対策事業支援金
 - ・ 岐阜県貨物自動車運送事業燃料高騰支援金
 - ・ 岐阜県私立学校光熱費高騰対策交付金
 - ・ 岐阜県医療機関等光熱費高騰対策交付金
- 受け取っている方は、その金額を差し引いて本支援金を交付

申請方法

1. 申請期間内に、下記まで**申請書類を郵送**

【郵送先】〒504-8555

各務原市那加桜町1-69 各務原市エネルギー価格高騰対策支援事務局 宛

✓ 簡易書留など追跡できる方法で発送してください

- **新型コロナウイルス感染症対策のため、窓口持参での申請は受け付けておりません**

2. 申請書類の③が3枚以下、かつ④が6枚以下の場合、電子申請を選択することができます

市ウェブサイト

